

○山陽小野田市公衆無線LANサービス利用規程利用規程

令和3年12月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市民等の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、山陽小野田市（以下「市」という。）が整備した公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 市は、この訓令及びサービスを提供する株式会社NTTドコモが定める「ドコモフリーWi-Fiインターネット接続サービス利用規約」に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、サービスを提供するものとする。

2 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、市が設置した公衆無線LAN用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 サービスを利用できる場所は、別表に定めるとおりとし、利用時間は施設が開所している時間内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(料金)

第5条 サービスの利用に係る料金は、無料とする。

(遵守事項等)

第6条 利用者は、サービスの利用に当たり、ノートパソコン、タブレット端末等の機器類を自らが準備するものとする。

2 利用者は、サービスの利用に当たり、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

3 利用者は、自己の責任において、セキュリティの確保に努めるものとする。

(利用の停止)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者のサービスの利用を停止することができるものとする。

(1) この訓令の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断した場合

(利用履歴の取得)

第8条 市長は、サービスの利用時間、利用アクセスポイント、利用情報通信端末の個体識別番号(MACアドレス)の情報を、利用者がサービスを利用した時に、利用履歴として取得することができるものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、サービスの利用において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市又は第三者の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げる行為のほか、市又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくは結び付くおそれのある行為

(6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、サービスを通じ、若しくはサービスに関連して使用する行為又は提供する行為

(8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者に大量のメールを送信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為、又は市長が不適切であると判断する行為

(運用の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなくサービスの運用を中止することができる。

- (1) サービスのシステムの保守又は工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) サービスのシステムに係る設備の故障、ネットワークの障害等やむを得ない事由がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がサービスの運用上、中止が必要であると認めた場合

(免責事項)

第11条 市は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性及び有用性につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止（第7条に規定する利用の停止及び前条に規定する運用の中止を含む。）に伴う損害、サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担しなければならない。
- 4 サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、サービス接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 市長は、サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録

し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日訓令第12号）

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名	所在地
山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9番13号
山陽小野田市立厚狭図書館	山陽小野田市大字鴨庄9番地